

令和8年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月18日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の折損事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第8 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第6号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第8号 本巢市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第16 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 本巢市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第20 議案第13号 本巢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第23 議案第16号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第17号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第25 議案第18号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第26 議案第19号 本巢市過疎地域持続的発展計画の変更について

- 日程第27 議案第20号 指定管理者の指定について
日程第28 議案第21号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
日程第29 議案第22号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第30 議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算について
日程第31 議案第24号 令和8年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
日程第32 議案第25号 令和8年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33 議案第26号 令和8年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
日程第34 議案第27号 令和8年度本巢市水道事業会計予算について
日程第35 議案第28号 令和8年度本巢市下水道事業会計予算について
日程第36 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	5番	瀬川 照司
6番	飯尾 龍也	7番	片岡 孝一
8番	高橋 時男	9番	澤村 均
10番	高橋 勇樹	11番	今枝 和子
12番	高田 浩視	13番	河村 志信
14番	鏝本 規之	15番	臼井 悦子
16番	大西 徳三郎		

欠席議員（1名）

4番 高橋 知子

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口 博文
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納 正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川 清泰
都市建設部長	高橋 君治	水道環境部長	青木 竜治
教育委員会 事務局 長	高木 孝人	会計管理者	磯部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 大久保 守 康

議 会 書 記 大 西 貞 充

議 会 書 記 廣 瀬 知 倫

議 会 書 記 内 木 雅 浩

開会の宣告

○議長（今枝和子君）

おはようございます。

ただいまから令和8年第1回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議席番号4番 高橋知子議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内において、市長の行政報告及び所信表明を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今枝和子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 瀬川照司議員と6番 飯尾龍也議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（今枝和子君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの29日間とし、2月19日から2月23日、2月25日から3月3日、3月6日から3月17日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議について報告をさせていただきます。

初めに、1月28日に関市において開催されました第295回岐阜県市議会議長会に副議長と共に出席

しましたので報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入り、高山市から外国人観光客のレンタカー利用について、多治見市から太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理について、恵那市から民生委員・児童委員の成り手不足についての3件の議案が提出され、審議の結果、全て原案のとおり採択されました。

続いて、令和8年度岐阜県市議会議長会の負担金について、令和8年度岐阜県市議会議長会会計予算の2件の議案が提出され、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、議長会の次期開催市を中津川市に決定し、閉会をいたしました。

続きまして、2月5日に都内の都市センターホテルにおいて開催されました全国市議会議員共済会第131回代議員会に出席しましたので報告します。

会議は、事務報告、令和7年度上半期経理状況の報告を受け、続いて審議に入り、令和8年度事業計画及び予算案についてを審議し、原案のとおり可決されました。

以上、会議等について報告をいたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

副委員長 高橋勇樹議員。

○議会だより編集特別委員会副委員長（高橋勇樹君）

それでは、議会だより編集特別委員会の報告を委員長に代わって報告させていただきます。

議会だより第89号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでございます。

掲載内容につきましては、12月に開かれた第6回定例会の内容が主なものとなっております。

表紙には、本巣市根尾出身の画家、あおいけい氏の淡墨桜を描いた作品を掲載いたしました。2ページからは、令和7年第6回定例会開かれる、討論、議案及び審議結果、議会開会のお知らせ、委員会活動、一般質問、議員活動日誌、議員研修、特集、議会だよりへの意見を募集しますの順に掲載しました。

今回は、令和7年12月17日、12月23日、令和8年1月7日、1月15日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第1回定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（今枝和子君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

6番 飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

もとす広域連合議会報告。

令和7年第3回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月22日の1日限りとして、本巣市役所旧

真正分庁舎3階議場において開催されましたので報告いたします。

臨時会では、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、補正予算3件の計6件の議案が提出され、審議が行われました。

専決処分の承認については、訴訟委任契約に伴い、令和7年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）において、委託料で33万円を増額し、予備費から同額の減額を行う専決処分が承認されました。

条例改正2件については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びもとす広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例であり、令和7年8月の人事院勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

次に、令和7年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算は3件であり、主に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に基づき補正を行うもので、一般会計は既定の予算総額に317万8,000円を増額し、介護保険特別会計については補正額としての増減はなく、市町派遣職員人件費負担金45万2,000円の増額に係る歳出予算の組替えを行い、また老人福祉施設特別会計は既定の予算総額に776万円を増額するものであります。

以上の議案について、それぞれ慎重に審議を行いましたところ、全ての議案が原案のとおり可決されました。

次に、令和8年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を2月3日から2月13日までの11日間とし、本巢市役所旧真正分庁舎3階議場において開催されましたので報告いたします。

定例会では、執行部から提出された9件の議案について審議が行われました。

議案については、広域計画の策定1件、解約金の額の決定1件、条例の一部改正1件、令和7年度補正予算3件、令和8年度当初予算3件が提出されました。

広域計画の策定1件については、令和8年度から令和12年度までのもとす広域連合第6期広域計画の策定について議会の議決を求めるものであり、各常任委員会で協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

解約金の額の決定1件については、介護認定に係る調査業務において、新たにタブレット端末等を購入したことにより、不要となった現行機器等のリース契約を一部解除するため解約金の額を定めるものであり、所管する常任委員会に付託及び審査をしました。その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

条例の一部改正1件については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、令和7年の人事院勧告に鑑み所要の改正を行うもので、所管する常任委員会に付託及び審査をしました。その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

補正予算については、令和7年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る補正予算3件が提出され、一般会計は既定の予算総額に40万5,000円を増額、また介護保険特別会計は既定の予算総額から1,611万4,000円を減額、そして老人福祉施設特別会計は既定の予算総額か

ら1,605万円を減額するものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会にて審査または協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

当初予算については、令和8年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る当初予算3件が提出され、一般会計は6億6,880万円、介護保険特別会計は89億6,100万円、老人福祉施設特別会計は9億8,240万円の予算額とするものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会にて審査または協議の後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

次に、市長より行政報告及び所信表明をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、今年度策定作業を進めております各種計画の状況につきまして御報告を申し上げます。

初めに、本巢市第3次総合計画でございます。

本市では、平成28年に本巢市第2次総合計画を策定し、「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」という将来像を掲げ、その実現に向けて各分野において施策、事業を推進してまいりました。この間の本市を取り巻く環境は、予想を上回る少子高齢化の進展、人口減少のさらなる進行、また新型コロナウイルス感染症の流行や生活のあらゆる面でのICTの浸透など想像を超えるスピードで変化しております。こうした変化の中で多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対し多岐にわたる課題解決が求められておりますが、まちづくりに必要な基本的な部分とスピード感を持って取り組んでいくもの、双方を大切にしていける必要があります。

こうしたことから、令和8年度からの第3次総合計画は、従来の総合計画の構造体系を見直し、おおむね20年先を見据えた市の将来像を示す基本方針と市民ニーズや地域課題などに的確に対応するための重点方針で構成することとし、第1次市政運営方針として、市の最上位に位置するまちづくりの指針として策定させていただきます。

本計画では、市民一人一人が精神的に豊かさや健康を含め心豊かに暮らせるまち、いわゆるウェルビーイングの考え方を取り入れ、市民アンケートやワークショップ、こども会議代表児童・生徒や中学生へのアンケート、中学生・高校生ワークショップなど、幅広い世代から多くの声を聞くなどして、市民の皆さんが感じている幸福感や暮らしやすさなどを把握し、計画に盛り込んでまいりました。

まず基本方針では、市民や中高校生のワークショップで得られた本巢市の将来に対する意見を踏まえながら、20年後の目指すべき姿、将来像を検討し、「ひととまちがつながる 笑顔あふれ 暮らしやすいまち・本巢」としました。

「ひととまちがつながる」とは、地域内のつながり、東海環状自動車道の開通を契機とした新たな交流、これらを大切に、にぎわいと活気を高めていくことが込められています。

また「笑顔あふれ」は、日々の暮らしの中で幸せを実感し、元気に心豊かに過ごせることを、「暮らしやすいまち」は、生活の利便性や安全・安心の向上など、市民の思いに寄り添った暮らしを目指していくことを盛り込みました。

この将来像を実現するために6つの基本目標を定め、まちづくりの基本的な方向性も示しております。

さらに、その下にはウェルビーイングアンケートに基づき、今後4年間で取り組んでいく8つの重点施策を位置づけました。1つ目が防災対策の充実、2つ目が快適な生活環境、3つ目が産業振興、4つ目が子育て・教育、5つ目が健康維持・増進、6つ目が医療福祉、7つ目が文化・芸術・生涯学習、8つ目が市民協働・行政運営としており、この8つの分野ごとに重点施策を確実に推し進め、市民の幸福度や生活の満足度を高め、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、本巢市国土強靱化地域計画につきまして御報告いたします。

本計画は、大規模自然災害等に対する事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進することを目的に、令和3年3月に策定したものです。

計画策定以降、国内では能登半島地震をはじめ大規模な土石流災害、台風や線状降水帯による局地的な豪雨、暴風雨による林野火災など大規模災害が頻発し、今もなお復旧・復興への道のりは長く、多くの被災者が困難な状況にあります。

本市においても過去の災害からあらゆるリスクを見据えて、風水害や巨大地震など、いかなる自然災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、強くしなやかな本巢市であり続けるために、今回本計画を見直すものであります。

計画では13の分野について今後必要となる施策を検討し、基本的な指針として推進方針を整理し、ハード・ソフトの両面から一体的・効果的な取組を推進させられるよう計画の改定を進めているところでございます。

なお、1月7日から2月6日までパブリックコメントを実施し、それらの意見も踏まえ、3月末までに改定した本巢市国土強靱化地域計画の公表を予定しておりますので御報告させていただきます。

次に、マルモビパートナーシップ協定を株式会社トイファクトリーとの間で1月8日に締結いたしましたので御報告申し上げます。

この協定は、災害が発生もしくは発生するおそれがある場合に、マルチパーパスビリティ（マルモビ）を所有・使用している自治体や民間企業等との間で可能な範囲で相互に貸与協力ができるもので、避難所の設置・運営など災害対応が迅速かつ円滑に行えるものであります。

本市においても今年度、災害対策車両としてマルモビを導入しておりますが、マルモビの製作・販売事業者であるトイファクトリー様がマルモビを導入している各自治体・民間企業などとの協定を締結しており、災害発生時にはトイファクトリー様を通じ、マルモビ車両の相互貸与協力が得

られるというものでございます。

本市もこの協定を締結し、ネットワークに加盟したことで、有事の際にはスピーディーな対応が可能となり、防災体制の強化につながるものと考えております。

今後も防災対策に関する様々な取組を進め、市民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

次に、令和8年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月13日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

初めに、議長及び副議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長に岐阜市議会議長の武市勲氏、副議長に北方町議会議長の杉本真由美氏が選任されました。

今回提出されました案件は、1. 令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、2として、令和8年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、3つ目として、令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、4つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、5つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について、6つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員等旅費条例の制定について、7つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、8つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、9つ目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、10番目として、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についての10件でございます。

まず、令和8年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,780万2,000円でございます。主に負担金の増額によりまして、前年度対比7.71%増、2,705万2,000円の増額となっております。

次に、令和8年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,194億7,200万円でございます。前年度対比4.97%増、151億2,680万3,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金663億3,580万4,000円、国庫支出金1,018億9,463万1,000円、県支出金265億2,069万5,000円、支払基金交付金1,217億2,374万3,000円及び繰越金6億5,831万7,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費3,138億2,269万4,000円、健診事業などの保健事業費19億6,886万5,000円が主なものでございます。

提出されました案件は、いずれも原案のとおり可決されましたので御報告いたします。

次に、令和8年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月10日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、令和8年度西濃環境整備組合一般会計予算、それから2つ目は、令和8年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、3つ目に専決処分の報告並びにその承認についての3件でございます。

まず、令和8年度西濃環境整備組一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,706万2,000円でございます。主に塵芥処理費の増額によりまして、前年度対比5.5%増、9,476万1,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金14億7,224万4,000円、ごみ処理手数料等2億4,619万7,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需要費7億1,879万9,000円、流動床炉ガス冷却室修繕工事などに伴う工事請負費3億5,930万円及び一般廃棄物処理事業債の償還金元金及び利子1億9,333万6,000円が主なものでございます。

次に、令和8年度西濃環境整備組経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金14億3,429万3,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,795万1,000円の合計14億7,224万4,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、令和8年度の本巢市の負担額は全体の15.55%に当たる2億2,887万5,000円でございます。

提出されました議案は、いずれも原案のとおり可決されましたので御報告いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、市長所信表明を申し上げます。

令和8年第1回本巢市議会定例会の開会に当たり、新年度予算をはじめ提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

初めに、国の令和8年度予算編成及び令和8年度地方財政対策に基づき編成いたしました新年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。

現在、地方財政は、人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口が年々減少する中で、社会保障関係費の増加はもとより、物価高騰による経費の増加に加え、公共インフラの老朽化対策や多発する災害に備えるための防災・減災対策経費、子ども・子育て政策の強化、デジタル化の推進など多岐にわたる財政需要が見込まれ、さらには仮に今後消費税の減税が行われれば、地方財政に大きく影響するものと思われま。

そうした中、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財政の健全化を維持していくため、行財政改革大綱に基づく計画的な財政運営を推進するとともに、毎年の予算編成に当たり徹底した内部管理経費の削減など経常経費を一定額削減する取組や財政措置のある地方債の発行、安定した自主財源の確保などに努めてまいりました。

その結果、財政の健全化判断比率は国が示す基準以下となっており、現段階では健全性は保たれている状況でございます。

しかしながら、今後の財政見通しでは、歳入につきましては経済の緩やかな回復、賃上げに伴う所得水準の上昇などにより市税を中心に回復傾向に向かうと見込まれてはいますが、連動する形で普通交付税は減少し、一般財源の大きな増額は見込めない状況と予測しています。今後も物価上昇が続けば個人消費に及ぼす影響は明らかであり、さらに人口減少を起因とした生産年齢人口のピー

クアウトにより大幅な市税の増収は見込めないことも踏まえると、安定した自主財源の確保は厳しい状況が続くと考えられます。

一方、歳出は、少子高齢化社会の進展に伴い社会保障関係費である扶助費が構造的に増加し続けており、公共施設の統廃合やインフラの老朽化による更新、長寿命化の費用も多額に上ります。さらに、物価高騰による物件費の押し上げや人件費の増加も重なることで歳出総額は依然として増加傾向にあり、厳しい財政運営が見込まれます。

こうした中でも財政の健全性と持続可能性を追求することは、市政の根幹をなす責務と考えております。これまでの行財政改革の成果を土台に、限られた財源を最大化させるためにも今後はさらに一步踏み込んだ選択と集中を進めてまいります。慣習を脱却し、時代のニーズに即した事業評価を繰り返すことで最大の成果を求め、持続可能な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

こうした本市の財政状況を踏まえながら編成いたしました令和8年度一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比で4.6%、9億4,000万円減の193億1,000万円となっております。

当初予算が減額となった主な要因は、消防署整備事業が約12億2,000万円、学校ICT機器整備事業が約2億4,000万円の減額となったことが大きく影響しておりますが、防災行政無線の更新やぬくもりの里の空調設備改修、真桑小学校屋外運動場の整備などの新規事業に加え、義務的経費の増加もあることから、予算総額は合併以降5番目の予算規模となっております。

物価高騰による経費の増加など多くの歳出要因がある中でも、それぞれの事業目的やその効果を十分に検証し、市民目線での選択と集中を意識しながらPDCAサイクルをしっかりと回し、事業継続の可否や手法の見直しに努めてまいりました。

新年度も元気で笑顔あふれる本巣市づくりを目指し、景気・雇用対策、教育・子育て支援、移住・定住対策、防災対策など関連経費を盛り込んでおります。職員と共に知恵を絞り、熱意と創意工夫をもって新たな事業の創出や既存事業の拡充・強化に取り組み、よりきめ細やかな予算編成に努めたところであります。

それでは、令和8年度予算の主な施策につきまして、重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、順次御説明を申し上げます。

まず、基本政策の1つ目は「活力」です。

活力あふれる元気な本巣市を築くためには、産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。昨年、東海環状自動車道の山県インターチェンジから本巣インターチェンジの区間が4月6日に、本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジの区間が8月30日にそれぞれ開通し、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道と結ばれたことで企業活動の活性化や物流の効率化、観光振興など多方面にわたる効果が期待されています。実際に開通前後の交通量は2.5倍に増加し、今もなお交通量は増加傾向にあると伺っております。

そうした効果が期待され、市内では客室248室を誇るホテルやコンテナ型ビジネスホテルの建設が進められており、本巣市の潜在力はさらに強まっていると感じています。この高まった潜在力を最大限に引き出せるよう、戦略的な企業誘致を進め、産業の活性化と雇用の創出を推進してまいりま

す。

新年度におきましては、オーダーメイド型の企業用地造成事業として、完成した浅木地区の引渡しと北屋井地区の用地買収を進めることとしており、引き続き新たな企業誘致に向けても積極的に取り組んでまいります。

さらに、現在作業を進めております都市計画マスタープランや立地適正化計画に加え、市役所やパーキングエリア周辺地域を市の中心的な拠点とするセントラルゾーンとして位置づけ、産業誘致や商業施設の整備など、地域の力と企業のノウハウがいかに発揮できる新たなにぎわいが生まれる場所を目指し調査・研究を進めていき、多様な都市機能の持続性を高め、将来にわたって活力のある地域づくりを進めてまいります。

景気・雇用対策につきましては、先月、補正予算において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上させていただき、市民1人当たり1万2,000円のもとまる商品券の配付やもとまる商品券をセットにした樽見鉄道企画列車に補助を行うことで、物価高騰に影響を受ける市民や事業者への支援を迅速かつ的確に進めさせていただいたところでございます。

新年度におきましても主要な幹線道路や地域内の生活道路、防災・交通安全対策などの普通建設事業費に所要の予算を配分し、景気対策に努め、市内事業者への優先発注などを通じ地域経済へ寄与できる予算を確保してまいります。また引き続き雇用奨励金や事業者サポート補助金交付事業などを通じ、市内事業者への支援や市民の雇用の場を確保してまいります。

農業対策につきましては、これまで圃場整備がされていなかった神海地区で土地改良事業による圃場整備を進め、担い手の確保と農地の保全に努めてまいります。

さらに、新規就農者に対するきめ細やかな支援やスマート農業技術の導入支援、農地の集積・集約化など、引き続き農業経営の安定化に向けた取組を進め、担い手不足や労働力不足の解消を図ってまいります。

また、農業の生命線でもある用水施設などが経年劣化により老朽化が進んでいることから、施設を改修し、農業生産基盤の強化と災害時の安全性向上にも努めてまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、計画策定や間伐などの森林整備、林業技術者の担い手支援などに取り組んでまいります。

加えて、新たな取組として、森林の二酸化炭素吸収に係るJ-クレジットの認証取得を進め、販売上げを原資とした森林整備にもつなげてまいります。

また、昨年、全国各地で熊による人身被害が発生しましたが、市内の生活圏での熊の出没に備えるため緊急銃猟対策に要する予算を確保し、市民の安全・安心な生活環境を守ってまいります。

観光振興につきましては、東海環状自動車道の開通効果により観光誘客に大きな期待が寄せられています。特に本巣パーキングエリアとともまるパークは、ハイウェイオアシスとして単なる休憩室にとどまらず、グルメや物販、イベントなどを通じ豊かな体験を提供しています。

新年度は、このもとまるパークを拠点に多彩なイベントや広域観光事業を展開できるよう、必要な経費を準備いたします。様々な団体や企業が自ら企画・運営するイベントに対してサポートする

ことで、民間ノウハウの活用や型にはまらない柔軟な発想が期待でき、単に人を集めるだけでなく消費を生み出すイベントへと転換していくことで、地域が潤うことができる観光を目指してまいりたいと考えております。

また昨年、作家、宇野千代さんをモデルとした連続テレビ小説「ブラッサム」の制作発表がありました。本巢市にも淡墨桜と深い関わりのある宇野千代さんに関する展示が楽しめるさくら資料館があります。新年度は資料館の施設改修を行うとともに、放送を通じて新たな観光交流につながるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

移住・定住対策につきましては、子育て世代を含め多くの方に市内へ移住・定住をしていただくため、もと暮らし応援補助金を継続して交付していくとともに、移住相談会への参加やSNSを活用したリアルな生活情報の発信にも努めてまいります。

さらに、ふるさと納税制度を活用して、地場製品の開発や市内企業のPR、市内特産品の販売促進など、地域産業の振興にも努めてまいります。現在進めておりますクラウドファンディングを活用した地場製品の創出プロジェクトも引き続き推し進め、市内に新たな産業や雇用の創出につなげてまいります。

また、新たな取組として、市内に広がる広葉樹林の豊富な資源を活用した市産材製品の開発に支援をしてまいります。手間のかかる広葉樹の製材に助成し木材の流通加工の流れを市内につくり出すことで、木材事業者の事業拡大につなげ、将来的にはふるさと納税返礼品への利活用を目指してまいります。

今後もふるさと納税という枠組みを活用して、市内事業者の方々と市が連携を強化していくことで魅力的な地場製品の充実につなげ、販売促進や市のPRなどに努めてまいります。

次に、基本政策の2つ目は「安心」です。

まちの未来をつくるのは子どもたちであり、彼らはまさに地域のかげがえのない存在です。子ども一人一人の個性を大切にしながら、地域全体が子どもや子育て世帯の状況を理解し合い、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。そのためには、子どもや若者、子育て家庭のそれぞれの生活段階に合った支援を途切れることなく続けていくことが大切です。

子どもや若者を取り巻く環境は、社会の急速な進展により、生活面や学習環境など様々なところで変化をもたらした新たな課題も生じてきております。そうした中においても、全ての子どもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる、子育てがしやすいまちを目指してまいります。

1つ目は、ライフステージに応じた切れ目ない施策の推進です。家庭の事情で行動が制約される子どもたちが遊びや体験を通じ成長できるよう、留守家庭教室や延長保育、預かり保育など、集まれる場所を引き続き確保してまいります。年々利用が増加傾向にある中でも十分に受け入れていけるよう、体制の充実も図ってまいります。

また、子どもの貧困対策では、若年層の将来の不安を解消するために、引き続き本巢市奨学金返還支援制度の普及を進め、若年層の経済的支援や市内への定住促進、労働力確保につなげてまいり

ます。

さらに、児童虐待防止の支援では、子育て世帯訪問支援事業に取り組み、訪問支援員が不安を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みに丁寧に耳を傾けながら家事や育児に対する支援を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりなどを未然に防ぐよう努めてまいります。

次に、2つ目は、ライフステージ別の施策の推進です。

子どもの誕生前から幼児期までは、健やかな人生の出発点となる重要な段階です。妊娠期から出産・子育て期まで一貫して助産師や保健師等が妊婦や子育て家庭に寄り添う伴走型の相談支援の充実を図ってまいります。そのほかにも仕事と育児の両立に向けた支援や地域の人々とのつながりづくりを促進し、子育て家庭が抱える育児への不安を解消してまいります。

また、新年度は新たな取組として一時預かり事業をスタートします。この事業は、保育所などを利用していない家庭で一時的に保育が必要になった場合に利用できるもので、満1歳から小学校就学前までの児童が対象です。昨年度から始めましたこども誰でも通園制度は、家庭とは異なる経験や子ども同士の触れ合いを通して子どもの健やかな成長を支援することを目的としているのに対し、一時預かり事業は、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えることで、育児負担の軽減や就労などを希望する保護者への支援につながるものです。この2つの事業を推進することで、子育てに悩みや不安を抱えている保護者に寄り添いながら、市内の子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

最後に、3つ目は、子育て当事者への支援です。

本市では、これまでも親の働き方やライフスタイル、子どもの年齢に左右されることなく、全ての子育て世帯が本巣市で育ててよかったと実感できるよう、経済的な負担軽減や支援に努めてまいりました。これからも市の宝である子どもたちと保護者に寄り添い、温かく子どもを育てられるよう、きめ細やかな支援を行ってまいります。

その支援策の1つとして、新年度からは本巣市独自の取組として、第1子、第2子、第3子以降と途切れることなく出産祝い金を支給してまいります。全ての赤ちゃんの誕生を祝福し、経済的な不安を解消してまいります。そのほかにも保育料の軽減や多子世帯への給食費助成、18歳までの医療費無償化など、切れ目のない負担軽減策を着実に実施してまいります。

さらに、新年度の新たな取組として、小学校、中学校、高校の入学など3つの新しいステージを応援するため、就学等支援金を支給します。子どもの新たな門出を祝い、家計への負担を軽減するため、トリプル・エール支援へとパワーアップさせ、子育てするならやっぱり本巣市と言っていただけのような手厚い支援を行ってまいります。

加えて、他市にはない圧倒的なこだわりを持っているのが学校給食です。本巣市の学校給食は、地産地消の徹底と教育的な質の高さにおいて全国的にも高く評価されております。市内産の食材をふんだんに使用したもとまる給食では、他市では類を見ないほどの多種多様な地元食材を取り入れ、ジビエ肉やアユ、イワナなど学校給食ではあまり見られない食材もメニューに上がります。これは、

栄養教諭や給食アドバイザー、調理員が、子どもたちがおいしいと言って食べてくれる、そんな笑顔を思い浮かべながら日々努力しているからこそ実現できています。

学校給食は子どもたちが主役です。単に食べるだけでなく、生きた教材として子どもたちに直結した取組を追求していきます。物価高騰による食材費の値上がりや国が進める給食費無償化による影響も懸念される中、給食センターの合い言葉でもある「学校給食に妥協はない」の信念の下、これからも子どもたちに愛される給食を提供してまいります。

こうした取組を包括的に展開することで、安心して地域で子どもを育てられる子育てがしやすいまちを実現してまいります。

次に、基本政策の3つ目は「福祉」です。

高齢者対策につきましては、フレイル予防で重要とされる社会活動への参加につきまして、これまでの事業を大幅に見直しました。

まずは高齢者外出支援事業です。現在の高齢者タクシー利用助成制度を見直し、タクシー券に加え交通系ICカードチャージ代も助成対象に拡充します。これにより、バスや電車などの公共交通機関の利用が容易となり、社会生活の範囲が広がることを目指します。また、スマートフォンにチャージする場合には、操作が脳を活性化させ認知機能の維持にもつながることが期待されます。

次に、シニア元氣いきいき事業です。ぬくい温泉の利用を通じて外出支援と交流の場を提供するため、これまで入浴券と食事券をセットにして配付しておりましたが、新年度からは入浴券単独の支給とし、利用回数を増やすことで、これまで以上の外出機会の拡大を図ってまいります。

そのほかにも既存事業の見直しやeスポーツ教室、ふれあいサロンなどの取組を通じて、高齢者が安心して日常生活を送り、交流や健康維持を楽しみ、いつまでも笑顔でいられる地域づくりを進めてまいります。

障がい者対策につきましては、障がいのある児童が成長段階や家庭のニーズに応じて必要な支援が受けられるよう、放課後等デイサービスの利用可能日数を拡充し、児童の発達支援や家族の負担軽減につなげてまいります。

また、新たな取組として多言語通訳システムを導入し、窓口業務のデジタル化を進めてまいります。外国籍の方や言葉の壁がある方もスムーズに相談できる環境が整うほか、手話通訳機能も備えているため、聴覚に障がいのある方にも安心して利用できる窓口サービスの充実を図ってまいります。

さらに、庁舎には福祉総合相談室を設置しております。各分野の専門知識を持つ職員が世代や属性を問わず、幅広い相談に対応できる包括的な体制を整えております。今後も社会福祉協議会など関係する機関と連携を密に、複雑化・複合化する生活課題に寄り添い、家庭全体の支援へとつなげてまいります。

次に、基本政策の4つ目は「安全」です。

まず、防災対策については、昨年も全国各地で様々な災害が発生いたしました。令和7年1月には日向灘を震源とする震度5弱の地震が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が

発表されました。それ以降も震度5クラスの地震が各地で発生しております。また、2月には岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生し、鎮火まで1か月以上を要しました。約3,370ヘクタールが延焼するなど大きな被害が出ており、現在も復旧・再建に向けた支援が続けられています。

本市も面積の86%が森林です。一たび林野火災が発生すれば甚大な被害や二次災害のリスクが生じる可能性があります。また、南海トラフ地震では、本巣市は震度6弱の揺れが予測されており、緩い地盤のほとんどで液状化の可能性が指摘されています。さらに、台風や線状降水帯による局地的な豪雨被害、大雪被害、土砂災害など、本市には様々なリスクがあります。こうした状況を踏まえ、改定する国土強靱化地域計画に基づき、いかなる自然災害が発生しても機能不全に陥らず、災害に強い本巣市を構築してまいります。

その一つが4月から運用が開始される新しい本巣消防署です。地域防災の拠点として市内に移転することで最新の設備が整備され、現場到着時間の短縮などにより、迅速かつ的確な対応が可能となります。引き続き、広域消防の強みを生かして市民の安全・安心を守ってまいります。

また、防災行政無線設備の屋外拡声子局や消防団に配備しております小型動力ポンプ積載車などを更新し、機能の向上と安定した運用を図ることで市民の安全の確保に努めてまいります。

そのほかにも、災害に備え自治会の地区防災計画の策定支援や防災士の養成を進めてまいります。現在、市民で組織する本巣市防災士会の設立に向けた準備が進められております。市内の防災士が集結して連携することで地域ぐるみの協力体制が整い、災害発生時の迅速かつ効果的な対応や平時からの防災意識の向上など、地域の防災力強化がより一層図られることとなります。

また、避難所対策では、指定緊急時避難場所でもある自治会集会所の老朽化に伴う建て替えや改修、設備に補助することで、自治会活動に加え、災害時における避難施設の充実も図ってまいります。

防犯対策につきましては、増加する空き巣や侵入窃盗の犯行を未然に防ぐために、自治会への防犯カメラ設置支援や防犯灯の設置を進めるとともに、引き続き登下校時の見守り隊などの取組を進め、警察や学校、関係機関と連携を密にした犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全大会や交通安全教室などを通し、交通事故防止に向けた普及・啓発活動を行うとともに、新年度も引き続き通学路に交通安全対策を実施してまいります。

次に、基本施策の5つ目「快適」です。

まず、道路整備につきましては、先ほども申し上げましたとおり、昨年、東海環状自動車道の本巣インターチェンジが開通し、これにより地域の交通アクセスは飛躍的に向上し、交通量も増加傾向が続いております。道路整備がもたらす効果は、アクセス性の向上のみならず物流コストの低減によるストック効果をもたらします。時間短縮、物流の円滑化、企業立地、雇用創出、観光振興など直接的な便益と多岐にわたる経済波及効果が生まれ、長期間にわたり地域経済を活性化させます。

こうした効果で地域が元気になるためにも、先を見越し、企業立地に必要となる幹線道路やアクセス道路など、本市の景気対策にも資する道路整備を県など関係機関とも協力しながら引き続き進

めてまいります。

一方で、開通に伴い市内の交通量は増加傾向にあると思われま。集落間をつなぐ道路や通学路など市民生活に密着した道路については、地域や関係機関と連携しながら、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して通行できる快適な道路整備を進めてまいります。

また、都市公園もとまるパークにつきましては、東海環状自動車道の開通後、利用者が倍増し、週末には昨年整備した駐車場も満杯になるなど、市民や来園者の憩いの場として非常に多くの子どもたち、家族連れの方々に楽しんでいただいております。こうした東海環状自動車道の整備効果をさらに高めていくため、もとまるパークの指定管理者と連携を密に、民間事業者のノウハウをしっかりと発揮していただき、きめ細やかな質の高いサービスを提供することで集客効果を地域へと波及させていきたいと考えております。

公共交通につきましては、地域公共交通計画の策定を通じて明らかとなった課題に対し、利用者目線に立って運行形態の見直しや利用者の増加に向けた取組を進めてまいります。また、地域の実情に応じた新たな運行形態の展開に向けて、公共ライドシェアやAIオンデマンド交通の導入も検討してまいります。

さらに、新たな取組として、今年度導入した平時・有事の両面で活用可能な車両「マルモビ」を平時での活用として、根尾地域の外出支援に試行的に運用いたします。根尾地域から本巣地域へと往復バスを運行し、歯科診療や買物など高齢者や移動制約者の日常の移手段の確保に努めてまいります。

環境対策につきましては、市民の皆様が日常生活で3Rに取り組んでくださっており、ごみの減量化や資源の有効活用につながっております。市内には3つのストックヤードがありますが、そのうち真正ストックヤードは人口密度の高い地域にあるため、開放日には周辺道路の渋滞が問題となっております。そのため、渋滞の一因である駐車場不足を解消するために、御寄附いただいた真正ストックヤード東側の土地を駐車場として整備してまいります。

さらに、渋滞のもう一つの原因として周辺道路の幅員不足や迂回路がないことが上げられることから、新たに道路改良を進め渋滞緩和につなげてまいります。加えて、真正ストックヤードの施設の長寿命化を図るため、膜体の張り替え工事も行っております。

次に、基本政策の6つ目は「育成」です。

まず、こどもの権利条例については、令和7年4月1日に条例を制定し、子どもたちの手で「自分の学校は自分がつくる～自分を認めてもらう権利～」と位置づけ歩み出しました。今年度は、この自分の学校は自分がつくるという当事者意識を持って行動することを目的に、各学校での取組や代表者が対話するこども会議の場でやってみたいこと、挑戦したいことを話し合い、実践につなげてまいります。

新年度も引き続き、監修者である木村泰子先生のお力もお借りしながら、対話を通して学び、自分たちで自己決定していく、子どもたち自らが主体者となって幸せな人生を切り開く力を育成してまいります。

次に、教育環境の整備につきましては、真桑小学校の屋外運動場を改修いたします。老朽化によりグラウンドの凹凸や水はけが悪くなり、児童の転倒などけがの原因となっていることから、グラウンド舗装などを行い、安全性を向上させ、安全・安心な学習環境を確保してまいります。

また、糸貫西幼稚園の室内の蛍光灯をLED照明に更新いたします。室内環境の改善により子どもたちの健康、環境面への配慮につながるほか、電気代、メンテナンス費用の削減にもつながります。加えて、小学校の教室に大型液晶ディスプレイを配備し、学校のICT環境の充実も図ってまいります。

さらに、増え続ける不登校児童・生徒に対して適切な支援が行えるよう、引き続き教育センター所長や子ども支援対策監を中心とした相談支援体制の充実を図ってまいります。

昨年6月には新たな支援として、給食センター内にもとまる食堂をオープンさせました。これまでに延べ273人の子どもと保護者が御利用いただき、少しでも学校とつながり、穏やかな時間を過ごしていただいております。

給食は子どもたちの楽しみの一つであり、心を満たす大きな力があります。子どもたちをそっと後押しし、人や社会とつながれるよう、もとまる食堂や本巢の学び舎、適応指導教室「たんぼぼ」など、学校に通えない子どもの居場所を大切に支えてまいります。

次に、次世代の防災リーダーの養成についてです。

現在、ホープ防災リーダーズには中学生、高校生の141人が所属しております。今年度も防災訓練や「もとフェス」での活動、ガラン谷砂防堰堤の見学、北方警察署とのコラボ企画など様々な活動を行いました。また、新たに小学5年、6年生を対象にキッズ防災リーダーも養成し、その講師をホープ防災リーダーズが務めるなど年々活動の幅を広げています。

新年度におきましてもジュニア防災リーダー養成講座などを実施し、「守られる人から守る人」をスローガンに、学校や地域での防災啓発活動に取り組む行動力の高い子どもを育成してまいります。また、ホープ防災リーダーズの学びの場として東北研修も引き続き実施してまいります。

ウォーキング・ランニングのまちづくりにつきましては、回を重ねるごとに参加者の輪が広がっております。アドバイザーの金哲彦氏の専門的な知見と経験に基づき、創意工夫を重ねた魅力的で実践的なプログラムを提供し、いつでもどこでも気軽に始められる運動として、市民の健康の保持・増進を図ってまいります。

加えて、新年度は根尾川サイクリングロードの延伸にも着手します。現在のロード区間2.6キロから南側へ1.3キロ延伸し、より多くの市民が安全かつ快適にサイクリングやウォーキングなどを楽しめる環境を整備してまいります。

歴史・文化の保存につきましては、国の天然記念物である根尾谷断層を活用した学習施設「地震断層観察館」について、現在、地震体験館の設備が老朽化により休止を余儀なくしている状況です。そのため、新年度に体験館の起震装置を改修し、来館者への体験価値の向上を図ってまいります。

また、新年度には糸貫公民館をぬくもりの里に移転させます。これにより公民館事業や糸貫図書室の利用など、今まで以上にぬくもりの里の利用者が増えることが予想されます。ぬくもりの里は

建設から25年が経過し、空調設備が老朽化していることから、大規模な改修工事を実施します。これにより公民館施設の充実や快適な利用が可能となることで、市民の利便性の向上と生涯学習のさらなる振興を図ってまいります。

最後に、DXの推進について申し上げます。

行政のDX推進は、市民の利便性の向上だけでなく、職員の業務効率化により事務管理コストを抑え、効率的な行政サービスの提供につながります。今年度は若手職員を中心にデジタル人材育成研修を実施し、様々な企画提案がありました。その中の一つが多言語通訳システムの導入です。これ以外にも議会だよりなどのAI活用や会計年度任用職員の給与処理の自動化など、低予算で新年度から導入していく提案もあります。そのほかにも、新年度は全庁的な生成AIの導入や支払通知の電子化などにも取り組んでまいります。

今後も行政のデジタル化を進めるため、前例にとらわれることなく、こうした新しい取組にチャレンジして次世代の市役所へとアップデートをし続けてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と令和8年度予算案の概要につきまして申し上げます。いただきました。

東海環状自動車道の本巢インターチェンジが開通し、私が思い描くまちづくりも一歩前に前進しました。しかし、この開通効果を地域に還元できなければ何の意味もありません。開通に沸き、そのことに満足してしまっただけでは本巢市の明るい未来は訪れません。今あるチャンスを活かすに変え、本巢市を元気にし、そこで得たパワーを市民の笑顔に変えていく。そのためには、職員と共に持てる知恵の全てを注ぎ込み、立ち止まることなく前に進めてまいります。

市民の皆様へ、住み続けてよかった、本巢市に住んでよかったと実感してもらえるまちへと発展し続けられるよう、厳しい財政状況の市政運営ではございますが、市民の皆様や企業の皆様にも協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様をはじめ市民の皆様の一層の御理解と御支援を心からお願い申し上げます。所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分です。15分間の休憩です。

午前10時36分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

日程第4 報告第1号（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の折損事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の折損事故に係る損害賠償）でございます。

令和7年12月4日に本巢市法林寺地内において発生した防犯灯支柱の折損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（今枝和子君）

報告第1号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について（防犯灯支柱の折損事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案のつづりの2ページの専決処分書を御覧いただければと思います。

最初に事故の概要を説明させていただきます。

令和7年12月4日早朝、本巢市法林寺103番地1先において、防犯灯の電気引込線への積雪に伴い、防犯灯ポール（鋼管柱）の根元が腐食していたことが原因で折損したもので、この事故により相手方所有の果樹園にある柿の木を損傷させ、出荷予定であった柿を落下させたものでございます。

次に、相手方でございますが、本巢市法林寺に在住の高田敏幸氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として1万5,091円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

昨年には通学路標識の支柱が折れる事故もあったことから、今後こういった事故をなくすため、市職員に対して、公務で現場に向かった際に危険な防犯灯や標識があれば連絡するように通知したところでございます。

また、市のホームページや2月の広報紙において、危険な標識や防犯灯などを見つけた場合は市に連絡していただくよう周知し、事故防止を推進しているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

以上で報告を終わります。

日程第5 報告第2号から日程第7 報告第4号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第6号））から日程第7、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第8号））までを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第6号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月25日、令和7年度本巢市一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次に、報告第3号、同じく専決処分の承認を求めることについて（令和7年度本巢市一般会計補正予算（第7号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月19日、令和7年度本巢市一般会計補正予算（第7号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次に、同じく報告第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。令和7年度本巢市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日、令和7年度本巢市一般会計補正予算（第8号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

以上、この3つの専決処分につきましては、いずれも詳細につきまして副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

報告第2号から報告第4号までの補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、報告第2号、令和7年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する事業の予算につきまして、12月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの4ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億205万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億7,364万9,000円とさせていただいたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

今回の物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、支給事務に日数を要することから年度内の支給が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金1億205万1,000円につきましては、先ほど説明させていただきました物価高騰に対応するための子育て応援手当に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費1億205万1,000円につきましては、子育て応援手当の支給に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当72万円、ファイル等の消耗品費5万5,000円、送付用封筒などの印刷製本費19万2,000円、案内等送付のための通信運搬費39万8,000円、指定口座への口座振替手数料53万7,000円、システム改修に係る委託料として14万9,000円、物価高対応子育て応援手当といたしまして、対象人数を5,000人と見込み1億円を計上させていただいたものでございます。なお、3月上旬から順次支給していく予定となっております。

以上、補正予算（第6号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号、令和7年度本巢市一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業である樽見鉄道が実施いたします1日フリー乗車券とともまる商品券2,000円をセット販売とする企画列車等に要する経費に対し補助金を交付する樽見鉄道企画列車等支援事業と、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減とともに市内事業者の経営支援を目的として、全市民1人当たり1万2,000円分のもとまる商品券を配付する物価高騰緊急経済対策事業の予算につきまして、1月19日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの6ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,738万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億103万1,000円とさせていただいたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

今回の樽見鉄道企画列車等支援事業と物価高騰緊急経済対策事業につきましては、事務に日数を要することから年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の7目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億8,238万2,000円につきましては、先ほど説明させていただきました2つの事業に対する交付金でございます。

繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金4,500万円につきましては、財源調整による増額でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

総務費、総務管理費の1目一般管理費2,161万2,000円につきましては、樽見鉄道の企画列車に係るもとまる商品券1万セット分と商品券発行等委託料に対する助成としての樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金でございます。

商工費、商工費の2目商工振興費4億640万円につきましては、物価高騰緊急経済対策事業として、全市民1人当たり1万2,000円分のもとまる商品券配付に係る消耗品費3億9,240万円、通信運搬費700万円、委託料700万円を計上させていただいたものでございます。

予備費63万円の減額につきましては、財源調整でございます。

以上、補正予算（第7号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、令和7年度本巣市一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、令和8年1月23日に衆議院が解散したことに伴い、1月27日公示、2月8日に投開票となったことから早急に準備を行う必要があるため、必要となる予算につきまして1月23日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの8ページの次でございます一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,396万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億1,499万7,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、県支出金、委託金の1目総務費委託金1,396万6,000円につきましては、先ほど説明させていただきました衆議院の解散に伴う選挙費委託金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

総務費、選挙費の5目衆議院議員選挙費1,545万7,000円につきましては、期日前投票及び投開票日の投票所及び開票所に係る管理者や立会人等の報酬131万円、選挙事務に従事する職員の時間外勤

務手当等の職員手当等759万8,000円、以下、主なものといたしまして、消耗品費などの需用費146万5,000円、通信運搬費として役務費127万2,000円、ポスター掲示板設置撤去委託料などの委託料285万7,000円、投票用紙交付費など選挙用備品の備品購入費90万2,000円でございます。

予備費149万1,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補正予算（第8号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

報告第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

2号についてから4号補正予算の件について、全体的には人件費等々ということが書かれている中において、今回説明がなかったことについて、まず1点目は、今年12月、11月も含めてですけれども、雪がたくさん降っていました。そのことについて除雪に関する補正が組まれていないということは、7年度の本予算の中において除雪の費用のない中で今のところ適応できているのかということと、もう一点、樽見鉄道に対する支援という形でもとまる商品券を発行するということが報告の中にありましたけれども、これは8年度の予算だと毎年そのように記載をされているわけですが、このもとまる商品券の樽見鉄道に対する支援というものは、この補正予算の中で組まれて今8年度予算の中には組まれていないのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

では、報告第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより報告第2号を採決します。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定を
いたしました。

報告第3号を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより報告第3号を採決します。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定を
いたしました。

報告第4号を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定を
いたしました。

日程第8 議案第1号から日程第12 議案第5号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第8、議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第12、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号から議案第5号までにつきましては、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。そのうちの議案第1号から議案第4号につきましては、令和8年6月30日をもって任期が満了する長屋八代美氏、山田郁恵氏、今西美枝子氏、林かなえ氏をそれぞれ再度推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

また、議案第5号につきましては、令和8年6月30日をもって阿部信樹氏の任期が満了するため、新たに吉田恵子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏝本規之議員。

○14番（鏝本規之君）

この方をどうして選んだのか詳しく説明を求めます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議案の概要のつづりの8ページですね、こちらに今回推薦される方の歴と、あと備考ということで記載をさせていただいております。

その前に、人権擁護委員さんという方は本巣市で現在8名の方が見えます。それで、今回推薦するのは5人ということでございますが、昨年の3月議会のほうで3人の方は推薦をもう既にいただいております。ちなみにではございますが、任期は3年間ということでございます。

それで、議案第1号の長屋八代美さんという方ですけれども、この方につきましては平成29年のときに1回目に推薦をされまして、それからお願いをしておるわけでございまして、今回で今現在3期目ということでございます。それで元警察官ということで、その後も警察の嘱託員ですとか市の民生委員さん、児童委員さんを歴任されておるということでございます。

それで、これまでの活動でもよくやっただけというところで、今回も御本人さんに意向を確認したところ継続の意を示されましたので、今回また新たに再任をさせていただくというものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この人権擁護委員の中においては、過去においても個人情報の漏えいというものが結構あったわけでありまして。元警察官だからそういうことをしないという判断はするべきではないと思っているわけでありまして。法に照らし合わせてするとするならば、その人たちを本当にいいのか悪いのかということをしちんと判断すべき、またその判断を議会に求めるとするならば、本人一人一人にここに来てもらって、そして自分なりの考えと人権擁護委員としての考えを説明してもらわなければ、議員各位において知ったような顔をして踏ん返り返って寝ておる人もいるけれども、この人がどういう人かということも分からないのに、この人がいいですよと言えないではないかという思いで聞いているわけでありまして。

過去において問題がなければそれはいいけれども、過去においては擁護委員会の中において、その擁護委員のメンバーが選挙を利用したり、また個人情報を喫茶店の中で自慢げにしゃべったことがあって、そのことが問題になったこともあるわけでありまして。

今回もこの新たに任命するということは、市長さんは全部知っておられるだろうと思うけれども、私もみんな知っているのと大体思っているんですが、皆さんは知らない人もいるかもしれませんので

聞いているわけでありますので、また同じようなことを一つ一つ、一人一人聞いていきますのでよろしく願いをいたします。

この元警察官という人についての警察官の中において、今までの勤務の中において違反行為があったのかなかったのか、そういうことも調べて任命しているのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

その現職のときに何かということにつきましては、今回は調べてはおりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

近年においては警察官の不祥事が非常に多い、また過去に、今も新聞等々でにぎやかしているけれども、スピード違反等々についても、要するに警察官としてよろしくないことをやっているというようなことが報道されている中において、警察官だから信用できるなんていうことは到底思えないということがあって聞いているわけでありますので、それは経歴等々を調べればすぐ分かることであって、また職員の中においても同じことが言えるわけであります。ですので調べたかということを知りたいんですが、調べてないということになれば非常に残念だと思っております。

そうすると判断をどこでしたらいいのか迷うわけでありますけれども、どこで判断をしたらいいのか。もし推薦する人の立場としては、何をもってこの人をよしとしたのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

この長屋さんにつきましては、平成29年からこの人権擁護委員さんを受けていただいております。過去にそういったトラブル等もないということもございまして今回も再任をさせていただくというものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

3回目。

○14番（鰐本規之君）

3回だろうが駄目だ、そんなもの、大事なことやで。

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

このことをなぜくどくどと聞くかという、先ほど述べた案件は表には出てきていないんです。この擁護委員会の人たちが選挙で利用したとか、それから喫茶店で云々というのは表には出てきていない、正式には。ただ、この委員会の中でそういうことをただしたことはある。私はメンバーでした。その後でいろんな形のときに、またこれと同じようなことを推薦人としての市長に答弁を求めたところ、市長はこういう答弁をされた。私が適正だと思ったから推薦をしましたと。これ名文句だったと。ですので、その一言が聞きたくて質問をしたわけであり、何をもって基準にしたらええかということは、当の本人も誰も知らない人がここにいっぱいいるんですよ。だから何をもって基準として賛成するかということについての基準は、今の要するに調べてあるかないか云々も含めてですけれども、簡単な答弁なら、私が適材適所ですばらしいと思ったから推薦しました、これでよかろうと思って聞いたわけでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠議員。

○3番（翠 昭博君）

今の話の中で、聞けば聞くほど不安なんですけど、市長が認めると、それはそういう流れなんですけど、公器一定与えると。何かあった場合にどうするのかということ、例えば今のようなことが途中であった場合に議会にかけて、その方について適切かどうかを判断するのか否かを聞きたいと思って発言しました。

簡単に言えば、今日、今回皆さん、私も全然知らない人、市長の提案ですから、それで立つことで認定、再任もされるわけですけれども、された場合に、その公器は絶対的なもので、途中で何があろうと、その公器はずうっとそのままにいくんだということで理解をするのであれば、途中で何かがあれば、そこはやっぱり職責的にやはり適切じゃないという判断がどこで下せるのかどうかこの議会でやるべきだと私は思っているんですけど、そういうことが、私、選任の中の条約を読んでいないので分かりませんが、教えていただければと思って発言しました。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議ありが出ましたので、これより採決をしたいと思います。起立によって採決をいたします。議案第1号については、委員会付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

どの人がどういう顔をしていて、どういう経歴であって何をしていたかもよく分からない、その中において、この人をよしとすることにおいては、市民から負託を受けた市会議員としてあるまじき行為であると思うわけであります。市長の答弁の中において、私が信頼できる人だから推薦しましたという言葉があるとするなら市長を信頼して賛成することはできるけれども、そういう答弁もさせていただけなかったとするなら、一人一人の方たちに来ていただいて、委員会でも何でも来ていただいて、そして、その人がどういう人権に対してどういう考えを持っているのか、また事業としてどういうことをしたらいいのかということをお聞きして、そして素晴らしい人だなあと初めて賛同できるかと思うわけであります。よって、委員会付託もできない、顔も分からない、ただの経歴だけで賛成することはとてもできません。市長が信頼する人だと言われれば賛同もできるけれども、そうでもない。また、経歴についての過去の経歴も調べていないような人について安易に賛成することはできませんので、反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、無責任な判断をしないようによろしく願いをしておきます。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

反対討論がございましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま議案となっております第1号の長屋八代美氏でございますが、過去の経歴もさることながら人権擁護委員の歴も長く、その間、不祥事もなかったから今も続けられているということでございます。

さらには、経歴以外に現在は本巣市食生活改善クラブなどの市民活動にも従事されておまして、よく私もお話をさせていただきますが、人としての判断とか、そういったものが常識にしっかりと沿った発言も多いことですし、また子どものことですか大人、また高齢者の方々に対しての市民活動も長くやられております。

そういったことを含めても人権の相談に乗る業務に関しましては適任かと思ひまして、賛成の発

言とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

同じことを全部聞いていきます。

このことに関しても元の職員だとかどうのこうのということが書かれているんだけど、何をもって推薦されたのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましても議案のつづりの8ページのほうに経歴等を書かせていただいておりますが、令和2年から今まで2期この人権擁護委員をやっていただいております。それで、今まで特に問題もなくといいますか、よくやっていただいておりますということで、今回も御本人さんに確認したところ継続を了承していただいたということでございまして、今回議案として提出をさせていただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この説明資料の中には生年月日と、ただのこれだけの文章をちょこっと書いてあるだけであります。これで人権擁護委員として適正か適切じゃないかということを何をもって判断せよと言われるのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問に総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

この山田さんでございますけれども、2期しっかりやっていただいたということと、あと元保育士さんということもございますし、あと今、根尾の公民館のほうで職務もされておるわけでございます。こちらのほうの職務もしっかりやっていただいておりますということもありますし、何より人権擁護委員として6年間2期にわたってよく活動をしていただいておりますということで、今回再任をお願いするものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この人は2期やっておられるということであります。私、個人的には大体の人は知っているけれども知らない人もいるだろうと。知らない人に対して、これだけの説明だけでは到底判断がしかねるだろうと思っているわけであります。どういう判断をもって2年間2期やっていたから間違いなかったですよといわれるけれども、過去においては2年間でも3年間でも長くやっていた人たちが個人情報漏えいをしていた事実もあるわけであります。

また、元の市会議員の黒田議員のお母様がこのメンバーになるときに選挙に利用されるんじゃないかということで批判も出たこともあるわけであります。

ですので、何ををもって、またこの人の家族がどういう親戚関係があって、議員とのつながりがどの程度あるのか等々も詳しく調べてもらわなければ擁護委員会のメンバーとしてふさわしいか否かということの判断ができかねると思っておりますので、もう少し詳しい資料等々の提出を求めたいと思います。

これはあしたの朝までかかるかもしれんからね、市長の一言で済むような話が。

○議長（今枝和子君）

藤原市長に答弁を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、私のほうから一言お話を申し上げたいと思います。

提案しているのが私が提案をしているものですから、私のほうから全体のお答えをしたいなと思っております。

先ほど1号議案もそうなんですけれども、これはそれぞれ今の今回の人権擁護委員の候補者というのは、就任するときいろいろと地域の皆さん方の声も聞きながら、そして、その地域の中でいわゆる適任の方を選ばせていただいて、その中で上がってきたその人の名前を、その方を適任だということで、私どももこの地域のいわゆるよく分かっている方で、こういう人権擁護のものについても、しっかりとそういった何も偏らずにそういった判断のできる人だということで、ずうっと最

初からそれぞれの推薦をさせてきていただいております。

今回も5人おるわけですけど、4人は、その引き続きの4人は留任で1名が新しい方ということになっております。いずれもこの任期中に特に大きなトラブルもなく、そしてまた地域の方々からも、あの人はおかしいよとかいうようなお話も市のほうにも上がってきておりませんので、再度本人の意向も引き続きお手伝いしてもいいですよというお話もいただいているということで、引き続きこの方々を法務省のほうに推薦をしていこうということで、最終的には法務省のほうに任命するわけでありまして、そういった方向で、今回もその制度にのっとって今回も推薦をさせていただいているということでありまして、人物的には一人一人の私が1人ずつ面接をしてやっておるわけじゃないんですけども、職員等々、そしてまた地域の方々の声も聞いている中で、特にこういう方々が偏った思想家だ、トラブルをやっているとかいうようなこともお聞きしておりませんので今回適任の人であると、引き続きこの方にお願しようということで今回提案をさせていただきますので、一人一人履歴書がどうのこうのとかという話は、そういう形での審査をする権限ですかね、履歴書がどうのこうのというのはありませんので、実際に周りの方々の周りの評判などもお聞きしている中で適任の人であるという、適任の一人であるということで今回提案をさせていただきますということでございます。

我々、いろんな各種の委員を推薦するときは、いろいろ市のほうで勝手に都合でやるわけじゃなくて、実際どちらかという地域の方々、そしてそれぞれのまた意見を聞いて、そしてそこから推薦をいただいて、地域の方々も納得する、そして多くの方が信任をしている、そういう方々を基本的には推薦してきているのが実態でありますので、今回もその例にたがわずそういう方向に進めさせていただきますので、この後の2号、3号、4号、5号も同じ形で答弁をさせていただきますというふうに思っております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

市長さんがとことん地域の方たち、いろんな人たちからの意見を聞きながら推薦をしていただいたということであれば、それはそれで結構であります。

それからもう一点お聞きをするわけでありまして、根尾地域の住所を有する方が2人見えますけれども、これはどういう形で地域で分けているのか、それか人で選んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

この人権擁護委員さんのこの定数につきましては、こちらも人口ですとか地域の状況等を踏まえまして国のほうで決まっておるわけでございます。それが本巢市は8名ということになっておるわけでございますけれども、こちらにつきましては旧町村時代から各町村2名ということになっておりまして、その流れでそれを踏襲して各地域2名ということで選出をさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時からです。

午前11時58分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

日程第13 議案第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第13、議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

令和8年3月31日をもって任期が満了いたします黒田隆吉氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

また聞かれるといけませんのでお答えしますが、黒田先生は大変識見とも大変優秀な素晴らしい教育委員でございますので、また既にやっただいておりますけれども、引き続きこの黒田先生にまた大所高所から、またまたこの教育委員会の事務をしっかりと見ていただいて、これからも御意見等をいただきたいなというふうに思っております。どうか再任につきまして、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第14 議案第7号から日程第22 議案第15号まで（上程・説明・質疑・委員会付託・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第14、議案第7号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第7号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和7年8月の人事院勧告及び栄養士法の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第8号 本巣市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されたこと、また国民健康保険特別会計（事業勘定）の健全な財政運営を目的とし、国民健康保険税率等の改定を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

寝たきり老人等の慰労金の支給月額を変更し、本事業を持続可能な支援として実施していくため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巢市景観条例の一部を改正する条例についてでございます。

東海環状自動車道本巢インターチェンジ及び本巢パーキングエリア周辺地区について、新たな都市景観を創出するに当たり、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童福祉法が改正されたことに伴い、同法を引用する関係条例において所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第7号及び議案第8号は企画部長から、議案第9号は市民部長から、議案第10号は健康福祉部長から、議案第11号は都市建設部長から、議案第12号から議案第15号までは教育委員会事務局長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御決意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第7号及び議案第8号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

恐れ入りますが、議案の概要の12ページをお願いしたいと思います。

まず、1の改正趣旨でございますが、令和7年8月の人事院勧告及び栄養士法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容の1つ目でございますが、通勤手当といたしまして、通勤のため自動車等を使用する場合の使用距離の区分について、規則で定めます5キロ未満からのそれぞれの区分に新たに65キロ以上の区分を追加するなど、規則で定めるよう改めるものでございます。

次に(2)、2つ目としまして、別表第1及び別紙第2関係としまして、栄養士法の改正によりまして、栄養士の資格を持たない管理栄養士が想定されるため、規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案第8号 本巢市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

引き続き、議案の概要の18ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、1の改正趣旨でございますが、国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されましたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)旅費の計算等に係る規定の簡素化といたしまして、国内の鉄道賃の急行料金につきまして、距離規定を廃止し、実態に応じて支給することや、宿泊費につきましては定額支給から上限付実費支給とするなど、実態に即した規定に改めるものでございます。

(2)旅費の支給対象の見直しといたしまして、旅行者に対する直接旅費の支給に代えて旅費に相当する金額を支払うことができる旅行役務提供者といたしまして、旅行代理店等を規定するものでございます。

(3)の適正な支出の確保といたしまして、規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定をこちらは新設するものでございます。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第7号と第8号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第9号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要30ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かれ合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されることにより、国民健康保険におきまして被保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされたため、所要の改正を行

うものがございます。

また、本市国民健康保険特別会計（事業勘定）の健全な財政運営を目的とし、国民健康保険税率等の改定を行うことにより財源を確保し、持続可能な国民健康保険事業の運営を行うため、所要の改正を行うものがございます。

2の改正内容でございます。

(1)第2条関係でございますが、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度による子ども・子育て支援納付金の課税額について新たに規定するとともに、介護納付金の課税額について、県の標準保険税率の統一化に対応するため、算定方式を所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の3方式に改めるものがございます。

(2)の第3条から第9条の2関係につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を32ページの別紙、国民健康保険税率等改定に伴う改正箇所一覧の改正後のとおりとするものがございます。

(3)第9条の3から第9条の6関係につきましては、子ども・子育て支援納付金分として、所得割額の税率、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を32ページの別紙一覧の下段、子ども・子育て支援納付金分の改正後のとおり新たに規定するものがございます。

(4)第23条関係につきましては、国民健康保険税の減額について、子ども・子育て支援納付金分を新たに規定するとともに、国民健康保険税率等の改正に伴い、基準を下回る低所得世帯に対する国民健康保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減及び未就学児均等割軽減対象世帯の被保険者均等割額、世帯別平等割額を33ページ、34ページの別紙一覧の改正後のとおりとするものがございます。

(5)附則の第7項から第17項関係につきましては、各所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、子ども・子育て支援納付金分を加えるものがございます。

3の適用関係でございますが、(1)施行期日は、令和8年4月1日からでございます。

経過措置につきましては、改正後の本条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとさせていただきます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第10号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、議案第10号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案の概要54ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、要介護3以上の寝たきり老人等の介護者の慰労を目的として、現在、一律月額8,000円を支給させていただいているところでございますが、本事業を持続可能な支

援として実施させていただくに当たり、支給月額の見直しを行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございますが、在宅で要介護3以上の寝たきり老人の介護をされておられる方に対する慰労金につきまして、月額一律8,000円を支給させていただいておりますが、月額5,000円に改めさせていただき、介護保険法第40条の各号に規定する介護サービスを支給期間内に利用されていない場合につきましては、月額8,000円を引き続き支給させていただくよう所要の改正を行うものでございます。

続きまして、施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第11号の補足説明を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

議案第11号 本巢市景観条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要56ページを御覧ください。

まず、1の改正趣旨でございますが、東海環状自動車道本巢インターチェンジ及び本巢パーキングエリア周辺地区について、本巢市の新たな玄関口にふさわしい都市景観を創出するに当たり、本巢市景観計画において街並み形成地区を定め、この地区における建築等の行為について届出を要する建築物等の規模の範囲を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

1つ目としまして、第15条関係（事前協議）につきましては、事前協議を実施する建築等の行為のうち、景観アドバイザー会議にて協議し、助言を受ける必要のある建築物の高さを街並み形成地区において12メートル以上に定めるものでございます。

また、2つ目、別表関係では、規模の区分に景観計画区域及び街並み形成区域を定めるものでございます。

3の適用関係といたしまして、1つ目、施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

また2つ目、経過措置として、施行日前に着手した行為については、なお従前の例により、3つ目、準備行為として、この条例による改正後の第10条第1項の規定により、景観法第16条第1項の規定による届出を要することとなる行為であって、施行日以後に着手するものに係る当該届出は、施行日前において行うことができるものと定めております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第12号から議案第15号までの補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、議案第12号 本巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要61ページを御覧ください。

1の制定趣旨でございますが、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることを目的としております。

次に、2の制定内容でございます。

特定乳児等通園支援事業に係る運営の基準として、事業の一般原則、事業者が定める利用定員に関する基準、事業の利用に関する詳細事項を定めるほか、計画その他事業の実施に当たり、必要となる関係事項を定めるものであります。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日からでございます。

続きまして、議案第13号 本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案の概要62ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等を目的とした内閣府令の公布及び児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受けて、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、今回の改正内容は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が加えられたことを受け、同条を引用している規定の改正を行うものでございます。また、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日は、令和8年4月1日からでございます。

続きまして、議案第14号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要66ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されました。これにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容について説明いたします。

第12条関係につきましては、虐待等の禁止に関する規定で、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新たに加えられました。このため、同条を引用している規定について改正を行うものでございます。

次に、第17条関係は、利用乳幼児及び職員の健康診断に関する規定でございまして、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められる

場合、その健康診断の全部または一部を行わないことができるという規定が追加されたため、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案第15号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について補足説明をさせていただきます。

議案の概要68ページを御覧ください。

1の改正趣旨について説明させていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等が行われ、それに合わせて関係する条例の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

第1条関係及び第2条関係に関わる内容をまとめて御説明させていただきます。

児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が加えられたことを受けて、本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、同条を引用している規定の改正を行うものでございます。

なお、第1条関係では略称の適用範囲を定めるものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上で、議案第12号から第15号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

この条例改正においては、国の方針に従っての条例改正なのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

企画部長、答弁をお願いします。

○企画部長（林 玲一君）

はい、そのとおりでございます。

○14番（鏑本規之君）

はい、結構です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

これも法の改正に伴う条例改正ですか。

○議長（今枝和子君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

こちらも国の基準に合わせた改正になります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第14号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第14号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第15号を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第15号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第23 議案第16号から日程第26 議案第19号まで（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第23、議案第16号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第26、議案第19号 本巣市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第16号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

本巢東辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

根尾東辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第18号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

根尾西辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号 本巢市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

現在の本巢市過疎地域持続的発展計画の期間が令和7年度で終了するため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきまして、議案第16号から議案第19号は、いずれも企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第16号から議案第19号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第16号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更でございまして、今回、事業費の変更などによりまして辺地対策事業債の予定額を変更する必要があることから、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、恐れ入ります、議案の概要の72ページを御覧いただきたいと思います。

計画変更参考資料の新旧対照表になります。

辺地の人口が330人から318人へ変更となり、本計画策定時の基準日、現在の人口340人を表記することとするものでございます。

また、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情で、居住世帯数が144世帯から141世帯へ変更、区分3の公共的施設の整備計画で、市道につきまして、市道本巢3039号線道路のり面整備事業の増、道路線の舗装整備事業の追加などによりまして、事業費、辺地対策事業債の予定額ともに増額としておりまして、トータルとしましては、総事業費で9,075万円を増額しまして1億3,321万7,000円、辺地対策事業債の予定額につきましては9,070万円を増額しまして1億2,500万円とするものでございます。

次に、議案第17号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

恐れ入ります、引き続き議案の概要の74ページのほうをお開きいただきたいと思います。

計画変更参考資料のこちらにも新旧対照表になりますが、本計画策定時の基準日、現在の人口60人を表記することといたしまして、また、区分3の公共的施設の整備計画につきましては、市道で市道根尾49号線山手橋修繕事業の増、林道といたしましては、主に林道鍋倉谷線改良事業の増などによりまして、市道及び林道の事業を合わせまして、トータルとして総事業費6,859万9,000円を増額し2億7,149万9,000円、辺地対策事業債の予定額は3,620万円を増額し1億3,590万円とするものでございます。

続きまして、議案第18号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

引き続き、議案の概要76ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにも新旧対照表になります。

辺地の人口が164人から158人へ変更となりまして、本計画策定時の基準日、現在の人口164人を表記することといたしました。

また、区分3の公共的施設の整備計画で、市道につきまして、市道根尾83号線黒津橋修繕事業の追加によりまして、事業費、辺地対策事業債の予定額ともに増額となっております。トータルとしましては、総事業費3,820万円を増額し2億70万円、辺地対策事業債の予定額2,310万円を増額し1億5,090万円とするものでございます。

続きまして、議案第19号 本巣市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

本計画につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5か年計画として進めてまいりまして、今回5年ぶりに見直しをするものでございます。

こちらにつきましては、恐れ入ります、議案の概要77ページから御覧をいただきたいと思います。

こちらが計画変更の新旧対照表となります。

主に、まず国勢調査に基づきます各数値につきましては、現在のところの確定値であります令和2年国勢調査によるものに見直しをいたしますほか、合計特殊出生率は、直近で公表されております岐阜県人口問題研究会中間報告を引用しまして見直しを行っております。

その他の部分につきましては、現状に合った表現などへの見直しなども併せて行っております。

以上、議案第16号から第19号までの補足説明とさせていただきます。

日程第27 議案第20号（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第27、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第20号 指定管理者の指定についてでございます。

本巢市障がい者就労支援センターみつば及び杉の子の指定管理者指定期間が令和8年3月31日で終了することから、施設管理者の継続的な運営と地域住民への福祉サービスの安定的かつ効率的な提供を図るため、指定管理者の再指定について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第20号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、議案第20号 指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

補足説明につきましては議案を用いて御説明させていただきますので、議案の65ページをお願いいたします。

議案の64ページの次でございます過疎計画と一般会計補正予算（第9号）との間に、1枚ペラで65ページがございますので、よろしくお願いいたします。

指定管理者の指定につきましては、1の施設の名称の2施設でございます。1の障がい者就労支援センターみつば及び2の障がい者就労支援センター杉の子の2施設につきまして、管理の継続性と地域住民への福祉サービスを安定的かつ効率的に提供を図るため、利用者と施設管理者との間に継続的な信頼関係を必要とする社会福祉施設でございます。

2の指定管理者の名称等につきましては、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会でございます。

本巢市社会福祉協議会につきましては、本巢市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的に設置されており、指定管理による施設の管理に加え、市の福祉事業等の受託者として地域福祉における信頼も厚く、市の施策の一翼を担っている団体でもございます。

また、かねてより当該施設の指定管理者として施設の管理及び運営を受託しており、施設の管理や運営方法につきまして熟知していることや、これまでの事業実績を踏まえ、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会を指定管理者とするものでございます。

3. 指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でお願いするものでございます。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

日程第28 議案第21号及び日程第29 議案第22号（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第28、議案第21号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について及び日程第29、議案第22号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第21号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億977万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税、また国・県の障害者自立支援給付費負担金及びふるさととす応援寄附金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、ふるさととす応援寄附金の増額に伴う消耗品費などの事務費等、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより集めた寄附金の一部を翌年度に交付するための地場産品創出等基金積立金及び高額な補装具の申請等に伴う補装具給付費の増額並びに補助対象事業の年度内完了が困難となったことに伴う新たな地場産品創出等推進事業補助金の減額でございます。

次に、議案第22号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,024万7,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、保険料の増に伴う後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金の増額並びに事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、後期高齢者医療保険料収入の増に伴う保険料等負担金の増額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第21号は副市長から、議案第22号は市民部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第21号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第21号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの65ページの次でございます一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億977万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億2,476万7,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

上段の戸籍等の氏名の振り仮名追加事業につきましては国の補正予算による事業であり、年度内

の事業完了が見込めないこと、その下の道路新設改良事業から、その3つ下の河川緊急自然災害防止対策事業までの4事業につきましては、いずれも関係者や関係機関との調整に不測の時間を要したことにより年度内の完成が見込めないこと等により、5件の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第3表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

利率につきまして金利の上昇が見込まれることから、3.0%以内から5.0%以内に変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの99ページの次でございます令和7年度3月補正予算の概要を御覧願います。

まず歳入でございますが、上段の地方交付税2億9,362万円につきましては、交付額決定に伴う増額でございます。

その下、国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金250万円と、その2つ下、県負担金の障害者自立支援給付費負担金125万円につきましては、補装具給付費の増に対する負担金の増額でございます。

国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金427万4,000円につきましては、戸籍の附票へ旧氏及び振り仮名の記載に係るシステム改修に対する補助金の増額でございます。

その2つ下、県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金449万円の減額につきましては、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

その下、財産運用収入171万2,000円につきましては、減債基金のほか各基金の定期利息の利率上昇に伴う基金利子の増額でございます。

2ページを御覧ください。

寄附金1億円につきましては、ふるさととす応援寄附金の増額でございます。

その下、繰入金、財政調整基金繰入金2億円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

その下、諸収入のハロウィンジャンボ宝くじ等収益金603万2,000円とサマージャンボ宝くじ等収益金432万3,000円につきましては、県に配分されたそれぞれの収益金の一部が岐阜県市町村振興協会を通じて交付されるものでございます。

その下、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金返還金につきましては、対象農地面積の減に伴う返還金の増額でございます。

次に、3ページを御覧ください。

歳出でございます。

総務費の企画費6,005万8,000円の減額につきましては、ふるさととす応援寄附金の増額に伴う消耗品費、役務費及びふるさと納税業務委託料の増額と、補助対象事業の年度内完了が困難になったことに伴う新たな地場産品創出等推進事業補助金の減額によるものでございます。

その下、減債基金費4,218万2,000円につきましては、国の補正予算で臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたことに伴う積立金の増額でございます。

その下、公共施設等整備基金費100万円につきましては、基金利子の増に伴う積立金の増額でございます。

その2つ下、地場産品創出等基金費2億23万5,000円につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附金の一部を翌年度に新たな地場産品創出等推進事業補助金として交付するための財源として、積立金を新規計上するものでございます。

その下、戸籍住民基本台帳費427万4,000円につきましては、戸籍の附票へ旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修委託料の増額でございます。

その下、民生費、障害者福祉費500万円につきましては、給付件数の増及び高額な補装具の申請による補装具給付費の増額でございます。

その下、後期高齢者医療費888万3,000円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額によるものでございます。

その下、農林水産業費、森林環境譲与税活用基金費1,297万8,000円につきましては、積立金の増額でございます。

4ページを御覧ください。

消防費204万9,000円につきましては、常備消防費として、岐阜市消防職員の給与改定及び退職希望者の増等に伴う消防事務委託金の増額でございます。

その5つ下、公債費160万8,000円につきましては、利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直し及び借入対象事業の実績額による償還元金の減額と償還利子の増額でございます。

その下、諸支出金54万9,000円につきましては、農地の解約による農地中間管理機構集積協力金の返還に伴う還付金等の増額でございます。

予備費732万3,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第22号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第22号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書（第9号）の次でございます1ページを御覧ください。

第1条でございますが、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,024万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,854万7,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書にて説明をさせていただきますので、6ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料1,259万6,000円の増額、2目普通徴収保険料1,363万8,000円の増額につきましては、当初見込んでおりました被保険者数及び保険料賦課に用いる基準所得額が増加したことによる後期高齢者医療保険料の増額でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金888万3,000円の減額につきましては、令和6年度の繰越金が確定したことによる事務費繰入金289万6,000円の減及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の額が確定したことによる598万7,000円の減によるものでございます。

5款1項1目繰越金289万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費と次の2項1目徴収費につきましては、歳入で御説明申し上げました一般会計繰入金の事務費繰入金を減額したことによる財源更正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,024万7,000円の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金として、歳入で御説明申し上げました後期高齢者医療保険料の増額分と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の減額分を合計した額を計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第30 議案第23号から日程第35 議案第28号まで（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第30、議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算についてから日程第35、議案第28号 令和8年度本巢市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ193億1,000万円でございます。前年度予算額に比べ9億4,000万円、4.6%の減額でございます。

歳入の主なものといたしまして、市税につきましては総額56億2,313万2,000円でございます。主に賃金の上昇に伴う給与所得者に係る所得割の増に伴う市民税の増などにより、前年度予算額より1億265万8,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、1億4,500万円の増額となる10億200万円を計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税 3 億5,000万円の減により46億7,000万円を計上しております。

国庫支出金につきましては、総額17億389万4,000円でございます。主にデジタル基盤改革支援補助金など国庫補助金の減などにより、前年度予算額より3,318万3,000円の減額となっております。

県支出金につきましては、総額11億7,767万5,000円でございます。主に障害児施設給付費等負担金など県負担金の増により、前年度予算額より7,387万2,000円の増額となっております。

寄附金につきましては1 億148万1,000円の増により、総額11億1,818万9,000円を計上しております。

繰入金につきましては、総額 9 億9,069万9,000円でございます。主に財政調整基金繰入金の増などにより、前年度予算額より 2 億3,785万4,000円の増額となっております。

諸収入につきましては、総額 4 億1,938万7,000円でございます。主に消防署整備費負担金 2 億6,052万3,000円の皆減などにより、前年度予算額より 2 億6,620万5,000円の減額となっております。

市債につきましては、総額11億7,110万円でございます。主に消防債及び教育債の緊急防災・減災事業債の減などにより、前年度予算額より 9 億8,670万円の減額となっております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費関係では、根尾地域在住者の歯科受診の機会の継続と、高齢者や移動制約者の買物など日常の移動手段の確保のため、市営バスを運行する根尾地域外出支援事業、また定住人口の増加及び元気で笑顔あふれる地域づくりの推進策として、住宅取得や空き家の改修費等に対して補助を行う移住・定住促進事業や地区集会所整備事業などに総額29億8,490万6,000円を計上しております。

民生費関係では、放課後等デイサービスの需要増に対応するため、支給量の上限を拡充する障害児施設給付費等給付事業、少子化対策及び子育て支援の一環として、就学等の節目を迎えた児童の保護者に支援金を支給する就学等支援金支給事業や、保育所等未利用の家庭において、様々な理由により一時的に保育が必要となる児童に安全かつ適切な保育を提供する一時預かり事業などに総額51億1,780万4,000円を計上しております。

衛生費関係では、妊婦にRSウイルスワクチン接種を行うRSウイルスワクチン予防接種事業、駐車場の収容台数不足のため用地を拡張する真正ストックヤード駐車場整備事業や合併処理浄化槽設置整備事業補助金などに総額14億8,301万9,000円を計上しております。

農林水産業費関係では、産地の構造改革に必要な機械・施設の導入に係る経費の一部を支援する元気な農業産地構造改革支援事業、市街地等への熊の出没に備え、緊急銃猟体制を整備しパトロール等を実施する緊急銃猟対策事業や、森林の苗木保護材の撤去・処分費を助成しプラスチックごみの発生抑制を図るフォレスト・クリーンアップ事業などに総額 7 億8,047万9,000円を計上しております。

商工費関係では、新たに進出する企業や工場等を増設する企業に対して奨励金を交付する企業立地促進奨励金交付事業、市内事業者の事業継続と地域経済の活性化を図るため補助金を交付する事業者サポート補助金交付事業や、市内の様々な魅力を発信し観光等交流人口の拡大を図る観光魅力

発信事業などに総額7億6,709万9,000円を計上しております。

土木費関係では、旧耐震基準の木造住宅への耐震シェルター設置に係る費用を支援する耐震シェルター補助事業、市役所本庁舎・本巢パーキングエリア周辺を拠点としたまちづくりに向け、土地区画整理事業の基礎調査を行う庁舎周辺まちづくり調査研究事業、その他、道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算として、総額21億4,137万4,000円を計上しております。

消防費関係では、岐阜市への消防事務委託事業、老朽化により子局の機器及び鋼管柱を更新する防災行政無線更新事業や非常備消防車両更新事業などに総額10億3,455万5,000円を計上しております。

教育費関係では、医療的ケア児が在籍する学校において専門的知識を有する看護師を配置する医療的ケア看護職員配置事業、真桑小学校グラウンドの整備を行う小学校屋外運動場整備事業、また糸貫西幼稚園の照明器具をLED照明に更新する幼稚園等照明LED化事業や、健康維持・増進を目指すウォーキング・ランニングのまちづくり事業などに総額29億4,326万8,000円を計上しております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、改めて予算決算委員会で副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第24号 令和8年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億200万円でございます。前年度予算額に比べ1億4,200万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に被保険者数の減少に伴う療養給付費の減額によるものでございます。

施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,500万円でございます。前年度予算額に比べ2,500万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に診療施設整備事業債の償還終了による公債費の減によるものでございます。

次に、議案第25号 令和8年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,500万円でございます。前年度予算額と比べ9,800万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

以上、議案第24号及び議案第25号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会で市民部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第26号 令和8年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,500万円でございます。前年度予算額に比べ2億500万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に北屋井地区企業用地造成事業における土地購入費の増額によるものでございます。

以上、議案第26号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会で産業経済部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第27号 令和8年度本巣市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入は8億8,400万円でございます、前年度予算額に比べ5,400万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に受託工事収益の減額によるものでございます。

収益的支出は8億6,700万円でございます、前年度予算額に比べ4,100万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に受託工事費の減額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は2億6,546万7,000円でございます、前年度予算額に比べ1億1,596万9,000円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に企業債借入額、工事負担金の減額によるものでございます。

資本的支出は6億1,139万7,000円でございます、前年度予算額と比べ1億1,311万2,000円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に配水設備改良費、配水設備拡張費の減額によるものでございます。

次に、議案第28号 令和8年度本巣市下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入、支出それぞれ12億1,100万円でございます、前年度予算額に比べ4,200万円の減額となっております。

収益的収入の減額の要因としましては、主に国庫補助金、受託工事収益の減額によるものでございます。

収益的支出の減額の要因としましては、主に下水道全体計画、事業計画策定完了による減によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は3億8,602万9,000円でございます、前年度予算額に比べ2,193万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に県補助金、企業債借入額の増額によるものでございます。

資本的支出は5億8,101万円でございます、前年度予算額に比べ6,365万2,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に処理場建設改良費の増額によるものでございます。

以上、議案第27号及び議案第28号、いずれも詳細につきましては、改めて予算決算委員会で水道環境部長から御説明を申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員派遣をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

2月24日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時07分 散会

